

宮津市社会福祉協議会 訪問介護事業の概要

趣 旨	要介護状態の利用者が、自宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他生活全般にわたり援助します。																																							
事業内容	<p>訪問介護員が利用者宅を訪問し必要な介護サービスを提供します。 (サービスの種類) 身体介護、生活援助 ※介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成するケアプランに基づきサービスを提供します。</p>																																							
利用対象者	要介護 1~5																																							
事業区域	宮津市の区域																																							
利 用 料	<ul style="list-style-type: none"> 利用料は、介護保険法の基準の1又は2割・3割が基本となります。 早朝及び夜間の利用は25%の加算となります。 初回実施の訪問介護は1回200円の加算となります。 緊急時の利用は1回100円の加算となります。 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数により積算した単位数の24.5%を加算 <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス区分</th> <th>20分以上 30分未満</th> <th>30分以上 60分未満</th> <th>60分以上 90分未満</th> <th>90分以上 30分毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">身体介護</td> <td>1割 293円</td> <td>1割 467円</td> <td>1割 680円</td> <td>1割 98円</td> </tr> <tr> <td>2割 586円</td> <td>2割 928円</td> <td>2割 1,360円</td> <td>2割 196円</td> </tr> <tr> <td>3割 879円</td> <td>3割 1,392円</td> <td>3割 2,040円</td> <td>3割 294円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">生活援助</td> <td>20分以上 45分未満</td> <td>45分以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1割 215円</td> <td>1割 264円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2割 430円</td> <td>2割 528円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3割 645円</td> <td>3割 792円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					サービス区分	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上 30分毎に加算	身体介護	1割 293円	1割 467円	1割 680円	1割 98円	2割 586円	2割 928円	2割 1,360円	2割 196円	3割 879円	3割 1,392円	3割 2,040円	3割 294円	生活援助	20分以上 45分未満	45分以上			1割 215円	1割 264円			2割 430円	2割 528円			3割 645円	3割 792円		
サービス区分	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上 30分毎に加算																																				
身体介護	1割 293円	1割 467円	1割 680円	1割 98円																																				
	2割 586円	2割 928円	2割 1,360円	2割 196円																																				
	3割 879円	3割 1,392円	3割 2,040円	3割 294円																																				
生活援助	20分以上 45分未満	45分以上																																						
	1割 215円	1割 264円																																						
	2割 430円	2割 528円																																						
	3割 645円	3割 792円																																						
営業日、時間等	営業日は年始(1月1日~3日は必要と認めるサービスを除き休み)を除く日 営業時間 7時~21時																																							
従事者等	介護福祉士、訪問介護員 ※別掲の事業所別職員一覧表のとおり																																							
参 考	<ul style="list-style-type: none"> S39・5月 老人家庭奉仕員制度を開始 H12・4月 介護保険事業の「訪問介護事業」を開始。 H18・4月 介護保険事業の「介護予防訪問介護事業」を開始。 H23・9月 介護報酬について、府の受理により「特定事業所加算(Ⅱ)」を開始。 H28・4月 介護報酬について、府の受理により「特定事業所加算(Ⅰ)」を開始。 																																							
事業開始年月日	平成12年4月1日																																							